

# 野田市と関宿町の合併に関する 3つのポイント

## これまでの経過

野田市・関宿町合併協議会では、これまで大きく2つの事項を協議してきました。

1つ目は両市町のサービス水準などを調整する「事務事業調整」。2つ目は新市のまちづくり計画である「新市建設計画」です。

事務事業調整は、両市町間の調整事項をすべて洗い出し、全884項目からなる事務事業を第2回～第5回協議会で協議し、承認されました。

新市建設計画は、徹底した住民参加のもと、「新市まちづくり委員会」、7月の地区別懇談会、各界懇談会、また郵送やホームページなど様々な手段によって住民の皆さんからいただいた意見をもとに、第6回、第7回協議会で協議し、取りまとめられました。

## 合併協議会での検討の方向

野田市・関宿町合併協議会では、住民の皆さんに合併の是非について判断していただくために、特に次の3点についての疑問に答えられるように検討を進めてきました。

### ポイント1

財政力の相違から、野田市の持ち出しになることはないか。

### ポイント2

編入される関宿町の住民サービスがおろそかになることはないか。

### ポイント3

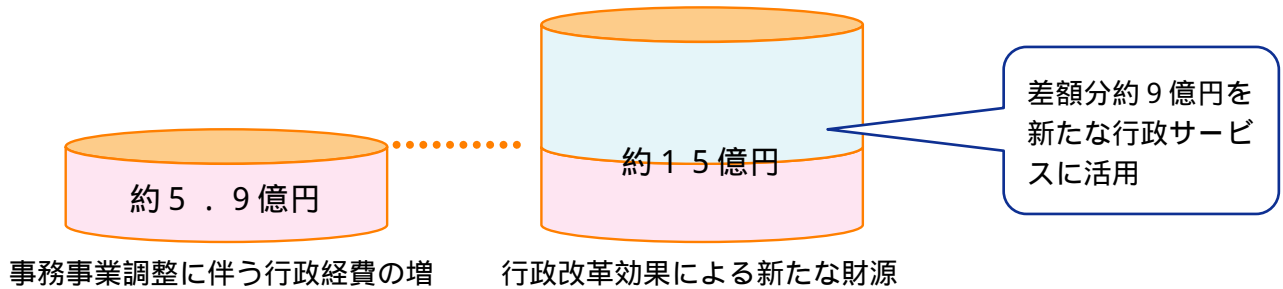
新たな負担を伴わずに住民の皆さんにどのようなメリットをもたらすことができるか。

## これまでの検討結果

### ポイント1に対する検討結果

884項目にわたる事務事業調整の結果、恒常的に発生する行政経費(人件費は除く)は、現時点で年間約5.9億円と見込んでおります。

一方、合併後の新市の職員数については、同人口規模となる流山市並みの効率(職員1人当たり人口)で行政運営することによって、約180人の職員を削減できます。今後の定年退職者数、採用計画数から勘案して、平成20年度には実現可能であり、その行政改革効果としては、年間約1.5億円が見込めます。



したがって、新たな行政経費の増分をまかなった上で、差額分約9億円を新たな行政サービスに活用できることから、「野田市にとって新たな負担は発生せず、さらにお釣りがくる」と考えております。

なお、事務事業調整の結果、野田市民にとってサービスの充実が図られる例として、次のようなものが挙げられます。

#### 窓口業務の充実

3か所ある出張所の窓口業務に税や福祉関係の3業務を新たに追加  
また、5か所の郵便局(ジャスコ内特定郵便局など)に住民票等の発行を委託

#### 学童保育所の閉所時間の延長

午後6時 午後6時30分に延長

日常生活用具等の給付対象者の拡大 高齢者でひとり暮らしのみ 65歳以上の高齢者のみの世帯

福祉電話設置対象者の拡大 高齢者でひとり暮らしのみ 65歳以上の高齢者のみの世帯

知的障害者福祉手当の支給 在宅重度知的障害者福祉手当を新たに実施



## ポイント2に対する検討結果

関宿地域で行われるサービスについては、関宿庁舎を支所と位置付け、従来、町民が町役場で受けていた窓口サービスを引き続き受けられるようにしました。関宿庁舎は、支所事務所のほか、図書館、コミュニティ会館(小ホール等)、関根名人記念館などの複合施設となります。

### 【支所取扱い業務】

- ・税関係 3 業務
- ・市民課関係 16 業務
- ・国保年金関係 6 業務
- ・福祉関係 33 業務
- ・環境関係 9 業務
- ・道路補修関係 2 業務

また、関宿地域に3か所あるコミュニティセンター(合併後は公民館と位置付け)では、引き続き窓口業務を継続します。

この他、区画整理事務所や消防分署など、関宿地域に配置される職員は、合併当初の総数で約130数人となる予定です。

### 【コミュニティセンターでの窓口業務】

- ・住民票の交付
- ・印鑑証明書の交付

このほか新たに戸籍謄抄本の交付が加わります。



コミュニティバスのイメージ

さらに建設計画の重点事業として、コミュニティバスの導入などにより、市役所までの交通アクセスの強化を図ります。

したがって、「編入される関宿町の住民サービスがおろそかになることはない」と考えております。

なお、事務事業調整の結果、関宿町民にとってサービスの充実が図られる例として、次のようなものが挙げられます。(例：保健福祉関係の場合)

### お子さんのいらっしゃる家庭の場合

- ・母子等医療費助成 妊婦検診、妊産婦の疾病、未熟児の疾病に係る医療費に対して助成が受けられます。
- ・ファミリー・サポート・センター 子どもを預けたい人、預かりたい人の会員組織により保育施設等の時間センター終了後や冠婚葬祭等の際の児童の預かりや送迎等のサービスを提供します。

### 障害者(児)のいらっしゃる家庭の場合

- ・精神障害者医療費助成 助成額が医療保険適用分負担分の1/4 1/2に増えます。
- ・ことば相談室 言語障害のある児童に対して、ことばの相談、適切な指導、訓練を無料で受けられます。

### 高齢者のいらっしゃる家庭の場合

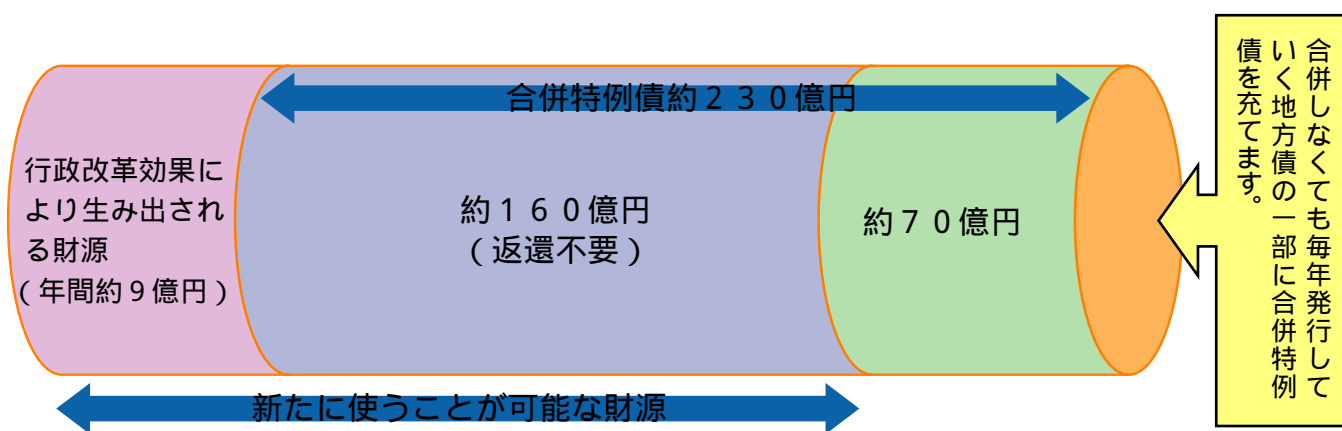
- ・福祉タクシー 通院及び訪問時で利用したタクシー費用の1/2に相当する額(限度額千円)の補助が受けられます。(障害者も対象)
- ・給食・配食サービス 対象者に対して保健センターにおける食事の提供や家庭への配食サービスが行われます。

## ポイント3に対する検討結果

合併に伴う行政改革効果によって生み出される財源と合併による財政上の優遇策を合わせたものを財源として、今まで実施が難しかった各種事業を実施します。

合併特例債(合併後10年間で約230億円)は、地方債の一種ですので市の借金であることに変わりありませんが、その7割は優遇措置として国から手当てされます。したがって、この7割分(約160億円)は返還不要です。一方、残りの3割分(約70億円)は、合併しなくても毎年発行していく地方債の一部に充てます。このことから、合併特例債の活用によっても新市の新たな負担は増えません。

(注)野田市ではこれまで年間起債発行上限額を20億円と設定して予算編成しています。



このほか、国及び県からの合併に伴う補助金などが財源に加わります。

## 重点事業

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関宿庁舎の整備<br/> 関宿図書館(仮称)</li> <li>・ 関根名人記念館<br/> コミュニティ会館(小ホール等)</li> <li>・ ことば相談室</li> <li>・ 自治会集会施設の整備</li> <li>・ 障害者総合相談センターの新設</li> <li>・ 知的障害者更生施設の新設又は増設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校、保育所、あさひ育成園へのエアコン設置</li> <li>・ 小・中学校、幼稚園、保育所のトイレ改修</li> <li>・ 小・中学校の耐震補強</li> <li>・ 関宿小学校区における学童保育所の新設</li> <li>・ 情報教育の充実</li> <li>・ 野田市陸上競技場の整備</li> <li>・ 関宿町総合公園の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署出張所(関宿地域)の新設</li> <li>・ 消防通信指令装置の整備</li> <li>・ コミュニティバスの運行</li> <li>・ 東武野田線の複線化</li> <li>・ 川間駅北口駅前広場の整備</li> <li>・ 梅郷、愛宕、清水公園駅の東口整備</li> <li>・ 次木親野井特定土地区画整理事業、愛宕駅西土地区画整理事業</li> </ul> |
|--|---|--|

したがって、合併による行政改革効果によって創出される財源や合併に伴う財政上の優遇策の活用により、財政状況が厳しさを増す中、従来のまちづくりをペースを落とさずに進めるとともに、「新たな負担を伴うことなく、今まで実施が難しかった事業・施策が可能となる」と考えております。